

平成23年度事業計画書(案)

I 実施方針

1 実体経済はいまだ回復途上にあり国内消費の低迷など畜産業をはじめ動物関連産業界をめぐる情勢には厳しいものがある。

このような事情の中で、本年3月の東日本大震災、加えての原発事故は未曾有の大災害として地域獣医療の提供そして動物関連産業界にも多大の打撃を被らせるとともに、多くの動物の生命を失うこととなった。

2 一方、昨年来の口蹄疫、トリインフルエンザ発生をみるまでもなく国民生活の安全・安心を守るとともに、社会経済の発展を図る上で、動物の保健衛生の向上を通じての食の安全性の確保や「動物の新興・再興感染症」に対する不断の備えが求められている。

また、イヌやネコなどの飼育頭数が、15歳以下の子供の人口を凌駕するまでに増加しているのに代表されるとおり、これらの動物が家庭動物。すなわち「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出するなど、その担うべき社会的役割は重みを増してきている。更に、野生動物の保護管理などの生態系保全が地球的課題とされている。

3 これらは、いずれもが、動物の健康の確保をはじめ動物の福祉に配慮した適正管理により達成し得る課題であり、人と動物が共存する豊で健全な社会の形成を期する上で動物の保健衛生の向上、動物関連産業の振興、そして公衆衛生の向上をはじめ動物の福祉の増進を責務とする獣医師及び獣医療に対する期待は高まりをみせている。

4 今後とも獣医師及び獣医療が社会的要請に的確に答えていくため、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、獣医公衆衛生、動物福祉・愛護・野生動物保護管理、獣医学教育・試験研究など多様な職域部門に就業する獣医師について、倫理綱領として定めた「獣医師の誓いー95年宣言」の精神を踏まえ獣医師道の高揚を図りつつ、獣医師専門職人材の育成と獣医療提供の質の確保等の体制整備に努めていく必要がある。

5 以上の状況を踏まえ、獣医師が組織する公益法人の全国団体である日本獣医師会は、会員である地方獣医師会とともに昨年の通常総会において定めた「日本獣医師会・獣医師会活動指針 (one world・one health)」の理念の下で、獣医学術の振興・普及をはじめ獣医事の向上、獣医師専門職の人材育成、動物の福祉の増進等を図ることを目的に関係する各職域に係る公益活動を特に次の事項に配慮し、推進することにより、本会の目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

(1) 東日本大震災被災対策

大震災で被災した会員そして獣医師、また動物関連団体・企業、被災動物を飼育され（または飼育されておられた）方をはじめ被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本会は、被災対策として全国の会員、賛助会員、関係機関、動物関連業界団体・企業、更には多くの動物飼育者の協力と連携の下で、被災動物の救護対策に取り組むとともに、大変困難な状

況下にある被災地において展開される診療の提供を含めた動物救護活動の円滑な推進及び被災現地の獣医療提供の復旧等に向けての取り組みを支援する。

(2) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

獣医療法に基づき国が定める獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）及び動物愛護管理法に基づき国が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の趣旨に即し、動物の診療・保健衛生指導、家畜伝染病防疫、公衆衛生など獣医事各般にわたる質の向上対策並びに動物の福祉の増進及び適正管理対策推進の具体的方策等を協議・検討の上、これを本会及び地方獣医師会の獣医事の向上及び動物福祉の増進対策に係る事務・事業の運営に逐次反映させ、実践・普及させるとともに、関連施策の円滑な推進について関係機関・団体等に対する提言活動等に努める。

(3) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

「基本方針」の趣旨に配慮し、獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生の各分野にわたる学術振興の具体的方策等を協議・検討の上、これを本会及び地方獣医師会の獣医学術振興・普及対策に係る事務・事業の運営に逐次反映させ、実践・普及させるとともに、獣医学術学会活動、講習会・研修会の開催等を通じ社会的要請に応え得る獣医師専門職人材の育成に努める。

(4) 地方獣医師会、関係省庁・機関・団体、動物関連産業界、一般市民との連携及び国内・国際交流の推進

地方獣医師会及び関係省庁、獣医学系大学、獣医療・動物関係団体との連携と賛助会員団体・企業等の動物関連産業界の支援と協力の下、さらには獣医学術等の国際交流を図ることにより本会事務・事業の円滑な運営に努める。

なお、関係会議・協議会の場等を通じ、関係者相互の情報・意見交換を行う一方、IT媒体等の活用を図ること等により、本会と獣医師専門職、獣医療・動物関連産業界関係者、その他動物の飼育者をはじめ国民各位との間の情報ネットワーク化とともに、獣医療・動物福祉対策及び獣医学術の普及・啓発活動を推進する。

(5) 組織基盤の強化対策

本会は、全国を活動の区域とする公益団体として、47都道府県獣医師会と8政令市獣医師会の全てが会員加入を果たすとともに、昨年4月の日本動物保護管理協会の吸収合併を契機として賛助会員団体組織についても拡充を図ってきた。

会員各位におかれては、新公益法人制度への移行の機をとらえ、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち、先に通知した新公益法人制度への移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について（平成21年10月27日付け21日獣発第185号）の趣旨を踏まえ、引き続き組織基盤の強化に向けて尽力をお願いする。

(6) 新公益法人制度移行に対する対応

公益法人移行の認定申請に向けての前段として、昨年4月をもって、会員各位をはじめ関係者の理解をいただき日本動物保護管理協会の吸収合併を成立させるとともに、これまでの間、関係諸規程の見直し・整備、会計・経理の公益法人会計基準（平成20年改正基準）への適用を図るなど本会組織、事務・事業の運営について関連三法による公益法人認定基準等への適合について点検・整備に努めてきたが、平成23年度内の移行認定申請に向け、定款の変更などの認定申請手続きを進めるに当たっての重要事項（関係諸規程の制定など）について総会の決議を求める。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

(1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

ア 部会委員会等運営事業（職域別の7部会と部会を構成する委員会の運営など）

産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護、獣医学術等の各獣医師専門職の職域に係る諸課題については、職域別の事業運営の会議体機関である「部会」において効果的対応を図ることとし、「基本方針」及び「基本指針」が規定する各政策課題の達成を念頭に各部会の委員会ごとに①獣医事の向上対策、②動物福祉・適正管理の増進対策、③獣医学術の振興・普及対策に係るそれぞれの検討テーマを定め、検討・協議の上、対処方針等を「委員会報告」としてとりまとめ、本会及び地方獣医師会による関係事務・事業の運営に逐次反映させるとともに、獣医療の質の向上をはじめとする獣医療・獣医学術関係施策の円滑な推進を図る上での具体的方策等を関係機関・団体等に対し提言・要請する。

なお、狂犬病等の共通感染症対策、学校動物飼育等動物介在活動支援対策などの獣医事対策についても本事業において協議・検討を進める。

(注)：上記事業のうち、獣医学術振興対策を担う「獣医学術部会」の所掌に係る部分は(2)のイの事業として実施する。

イ 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

高度専門職業人としての法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等獣医師職業倫理対策の推進に資するため、「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動規範」、「獣医師会活動指針」等の普及・啓発に努めるとともに、獣医師道委員会の議をへて集大成した獣医師倫理関係規程集の獣医学系大学等における獣医師倫理教育課程における活用を推進する。

また、適正獣医療提供の確保に資することを目的に獣医療に係る法定証明様式等の作成提供を行う。

ウ 動物福祉適正管理施策支援事業

(ア) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置の普及と動物個体情報の登録・照会対応など）

動物愛護管理法が動物所有者の責務として定める「所有明示措置」の実施を支援し、「基本指針」の趣旨を踏まえ動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理とともに、飼育動物の逃走・盗難、災害被災時の飼育者復帰の容易化を図ることを目的に動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、本会と動物愛護公益団体により構成する動物ID普及推進会議(AIPO)と連携し円滑な推進に努め、動物愛護管理法が求める「所有明示措置」の普及・啓発を図る。

また、東日本大震災被災対策として、大震災に被災したことにより保護預かりなどの救護措置を受けた救護動物のマイクロチップ個体識別による登録の推進を本事業において支援する(登録申請を前提とした保護預かり動物に対するマイクロチップ個体識別に際しての個体識別器具と登録費用の無償化)。

(イ) 日本獣医師会日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の趣旨に即し、次代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、日本動物児童文学賞事業により動物の福祉・愛護に関する文学作品を募集し、入賞作品を審査・表彰・公表の上、作品の普及に努める。

エ 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

(ア) 普及啓発活動事業

世界獣医学協会（WV A）が提唱する「世界獣医師の日」開催事業の趣旨に呼応し、「one world・one health」の理念の実践による人と動物が共存する豊で健全な社会の構築（動物と人の健康は一つ。それは地球の願い。）をテーマに獣医療そして動物の果たすべき社会的役割、また、動物の福祉と愛護精神の高揚についての市民向け普及・啓発事業を「2011 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加を得て、獣医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体及び動物関連産業界の協賛・支援の下で10月1日（予定）に開催するが、本年度の「動物感謝デー in JAPAN」は、東日本大震災被災の事情を踏まえ、緊急災害時における獣医療の果たす役割（被災動物救護活動など）をサブテーマとする。

また、「動物愛護週間中央行事」の主催者構成団体として参加するなどにより動物福祉・適正管理対策の普及・啓発活動に努める。

(イ) 助言相談事業（獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談等に対する対応）

(ウ) 情報等提供対応事業

- a ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等による獣医事対策等に関する情報提供及び広報活動
- b 獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供

オ 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

(ア) 獣医事対策等を推進するに当たっての関係者（関係省庁・大学等教育機関・関係団体・動物関係産業界等）との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。

(イ) 世界獣医学協会（WV A）、アジア獣医師会連合（F A V A）等の獣医学術に関する国際機関・団体に参加するとともに、その他の諸外国獣医師会等の関係者と連携・協力による、獣医学術及び獣医事関係情報の収集、交換等により獣医学術の国内外との振興・普及に努める。

カ 獣医事対策等調査研究事業

(ア) 現代新疾病の予防・診断・治療薬の実用化・研究開発に係る臨床・生産現場での実用化推進調査事業を前年度に引き続き事業主体から受託の上、実施する。

(イ) ①臨床獣医師を対象とした管理獣医師育成支援のための獣医師研修、高度獣医療技術研修対策推進のための公募事業、②動物適正飼養推進事業などの動物の福祉適正管理対策に係る公募事業に応募する。

(2) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

ア 獣医学術学会事業(獣医学術分野別3学会の運営、日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催、獣医学術賞の選考・審査など)

「学会」については、これまでの4年に渡る論議の経過を踏まえ本会の獣医学術の振興・普及及び獣医師専門職人材の育成に関する事業運営を担う会議体機関として改めて位置づけ、獣医学術に関する分野別学会(獣医学術分野別3学会)の運営、日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催、獣医学術賞の選考・審査・表彰による学術業績評価に努めるとともに、地区制の下で地区単位で開催される獣医学術地区学会との連携強化を図ることにより、本事業の円滑な推進に努める。

なお、本年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は、北海道獣医師会との共催による北海道地区開催とし、開催期間は平成24年2月3日から5日までの3日間、会場は札幌市の「札幌コンベンションセンター」とする。

イ 部会委員会等運営事業(獣医学術部会関係。1の(1)のAに前掲)

ウ 獣医学術振興・人材育成事業

(ア) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業(日獣会誌の編集・発刊)

日本獣医師会雑誌(日獣会誌)については、獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供。更には、獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体としての整備を図ることとし、獣医師専門職をはじめ広く獣医学術に対する社会の多様なニーズに応えるべく、引き続き、①「論説」、「総説」及び「解説・報告」の充実を図る一方、②「診療室」、「意見」等のコラム・意見開陳欄、更には、獣医学術論文の積極的投稿を呼びかけ、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など獣医学術に関する総合情報の提供媒体としてより魅力ある誌面を提供する。

また、日獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の広く内外への発信・提供に努める。

(イ) 日本獣医師会獣医師生涯研修事業及び獣医学術講習会・研修会事業

日本獣医師会獣医師生涯研修事業を地方獣医師会はじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力のもとで推進する。また、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生等の学術分野別の技術講習会、セミナー等の研修会を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師専門職等の人材育成に努める。

(ウ) 獣医学術振興・調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生各部門における獣医学術学会活動の積極的展開に資するため、科学研究費(研究成果公開促進費)公募事業に応募する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会所有に係る基本財産(不動産)の貸付を不動産貸付事業として行い、その適正運営を図るとともに、資産の適正管理及び運用に努める。

なお、本会が区分所有する新青山ビルについては築30年を迎えることとなるが、資産価値の維持・向上のための長期修繕工事に対処するための修繕特別積立てを前年度に引き続き行う。

3 その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

ア 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）の円滑・適正な推進と普及に努める。

なお、特に、①保険契約内容を整備し、平成19年度から新たに発足させた獣医師賠償共済事業（診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約）の加入の促進、②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率50パーセント以上の確保については、引受保険会社とともに地方獣医師会との連携、協力関係のもとで会員構成獣医師等の福利厚生事業として推進する。

イ 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

また、大震災に被災した地方獣医師会（会員構成獣医師）に対しては、被災状況を踏まえ事務機能復旧、その他生活環境改善に向けた救援を行う。

4 その他

I並びにIIの1、2及び3に掲げた以外の事項で緊急に対応する必要がある事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。